

第四十回 参議院地方行政委員会会議録第二十七号

昭和三十七年四月二十四日(火曜日)

午前十時五十六分開会

事務局側 消防庁次長 川合 武君
常任委員 会専門員 福永与一郎君

委員の異動
四月二十一日委員井川伊平君、佐野廣君及び北島教真君辞任につき、その補欠として小柳牧衛君、小幡治和君及び郡祐一郎君を議長において指名した。

本日委員山本伊三郎君、小笠原三三男君及び中尾辰義君辞任につき、その補欠として占部秀男君、武内五郎君及び白木義一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君

理事 野上 進君

委員 野上 増原 秋山 長造君

小柳 牧衛君

西郷 吉之助君

平君、佐野廣君、北島教真君が辞任され、その補欠として小柳牧衛君、小幡治和君、郡祐一郎君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたします。初めに委員の異動について報告いたします。

○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○灾害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたしました。最初に委員の異動について報告いたします。

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたしました。最初に委員の異動について報告いたします。

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたしました。最初に委員の異動について報告いたします。

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたしました。最初に委員の異動について報告いたします。

○委員長(小林武治君) 一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
何か説明ありますか。

○説明員(岸昌君) 地方自治法の一部を改正する法律案の補足説明を申し上げます。

第三点は、選舉管理委員の資格要件、欠格条項でございますが、これも答申に基づきまして、選舉犯罪を犯した者は、選舉管理委員となることができない、こういう答申になつております。それを受けまして「法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又

は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない」。こういう規定を設けましたものでございます。

このたびの改正の第一点は、選舉管理の機構に関する改正でございますが、これは選舉制度審議会の答申に基づきまして、地方自治法の中に規定がござります選舉管理関係の規定を、地方自治法におきまして改正をすることにいたしたものでございます。

第一点は、選舉管理委員の選任の資格要件を定めたことでございますが、現在は選挙権を有する者の中から、地方公共団体の議会が選挙することになりますおるわけでございますが、答申に基づきまして「人格が高潔で、政治及び選舉に関し公正な識見を有するもの」、こういう資格要件をさらに加えることとしたわけでございます。

第二点は、これも答申に基づいての改正でございますが、現在選舉管理委員は、国会議員との兼職が禁止されてゐるわけでございますが、答申には、改正でござりますが、現在選舉管理委員は、国会議員との兼職が禁止されてゐるわけでございますが、答申には、さらには地方公共団体の議会の議員との兼職を禁止すること、こういうことに相なつておりますので、その趣旨を取り入れまして、「地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない」、公選によつて選ばれる職との兼職を禁止することにいたしたわけでござります。

第三点は、普通地方公共団体が出資、債務保証、損失補償等をいたしておられます法人、これは通常、公社と、こういうふうに呼んでおるわけでございますが、これに対しまず普通地方公共団体の関与の方法を合理化いたしました。この場合には、公團でございますと改めでございます。御承知のとおり、か、あるいは事業団でございますと

か、特別の法律に基づきまして、多額の出資を要します事業を能率的に経営いたしますために、特殊の法人が設けられておるわけでございます。これは現在の刑事政策あるいは刑法の解釈に基づきまして、一たん刑の言い渡しを受けました者でございましても、たとえば

批判なり監視も受けていない、こうい
う仕組みに相なつておるわけでござい
まして、そういう機構は、純然たる株
式会社なり民法の法人ならば差しつか
えないわけでございますが、地方団体
が出資をし、多額の債務保証をしてお
る、しかも、地方団体の事業と非常に
密接な関係のある事業を行なつております
場合には、適当でないと考えられ
ますので、今回の改正におきまして、
最小限度の地方団体の関与の方法を設
けた次第でございます。その内容は、
毎事業年度、地方公共団体の長が、こ
の公社の貸借対照表その他経営の状況
を明らかにいたします書類を作成いた
しまして、決算を議会の認定に付する
と同じように、議会に報告するという
ことが骨子でございまして、そういう
経営状況を明らかにするため、必要が
あります場合に、調査をいたしました
り、あるいは監督委員に監査をさせ
る、場合によりましては、経営状況の
内容について、必要な措置を求めるこ
とができる、こういうものでございま
す。

増対策の一環といたしまして、市立の高等学校の先生を充実いたします必要から、この通算措置の問題が希望され参ったわけでございますが、一般的な制度としてこれを取り上げます場合には、すべての小さな町村につきましても、一律に通算措置を法律によつて義務づけるというようなことは適當でないと思われますので、努力義務を課する、努めなければならない、こういう規定にいたしておりますわけでござります。

第一点といたしましては、地方道路譲与税でございますが、指定都市は地方道路譲与税の譲与を受けることになつておりますが、道路譲与税は一定の時期に譲与いたしますことになつておりますので、その譲与時期における譲与の計算の特例を定めるものでござります。す。

そのほかに、御承知のとおり、指定都市を含む都道府県の公安委員会におきましては、一般の府県の公安委員会の委員の定数が三名でござりますところが五名になつておるわけでございまして、指定都市に指定されると、公安委員の定数が二名ふえることになるわけでございます。しかも、この三人の公安委員はそれぞれ一年ずつ任期が定められてございまして、一度に三人とも交代しないような仕組みになつておるわけでございます。そこで、新たに指定都市の指定がございました場合におえますところの二人の公安委員につきまして、その任期をどういうふうに定めるか、三年、二年というふうに一年ずつのズレを作らなければならぬわけでございますが、そういう特例を警察法のほうに政令で設け得る根柢を設けようとするものでござります。

第四点は、教育長でございますが、一般的の市町村の教育長は、御承知のとおり、教育委員の中から教育長を都府県知事の許可を得て任命しておるわけでございますが、これが指定都市になりますと、指定都市の教育長は教育委員と兼ねることができない。教育委員の外にございます専任の教育長を文部大臣の承認を得て任命することに相なるわけでござります。そういうよ

の異同が出て参りますので、その際の経過措置を地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に設け得る根拠を設けようとするものでございます。

その他、昭和三十一年に指定都市の制度ができました際に、事務の引き継ぎでございますとか、職員の引き継ぎでございますとか、あるいは債権債務の引き継ぎといつたような事項につきまして、地方自治法の附則及び基づく政令におきまして、一定の経過措置が定められてゐるわけでございますが、そいつた必要な経過措置を一般的に設けることができるようになされたわけでございます。そのための改正を地方自治法の二百五十二条の二十一といたしまして新たに加えた次第でございます。

その他、法令の制定及び改廃に伴い地方公共団体が処理しなければならぬ事務を掲げました別表を改正いたしておりますが、これは毎年、法令によりまして事務的に整理をいたしたものでございます。

また地方公共団体の長の任期の起算の特例につきましては、現在公職選挙法の八十七条の二に規定がござりますが、都道府県知事と市長に限りまして、任期満了前に退職をいたしまして場合には、次の選舉の候補者となることができないことになつてゐるわけですがございますが、その後の運営の実際においては、議会が不信任議決をいたしましたと解散をされる。その解散をおそれまして不信任議決はいたしませんが、いろいろあるごとに知事なり市長の要請を妨害する、こういうような事例がございます。こういう場合に、解散はできませんので、長のほう

て退職をいたしましたし、候補の行動したことによつて県政なり市政を明暁化していく、こういう必要が認められる場合もございますし、また選挙の際には全然ございませんでした汚職事件等のために、いろいろの問題が起つておられます際に、長がみずから辞職をいたしまして住民の信を向うことによつて明朗な県政なり市政を再び確立していく、こういうような必要のある場合はござりますので、一律に任期満了前に退職をいたしますと一切再立候補権ができない、こういう規定は多少行き過ぎがあるのではないか、こう考えられますので、そういう制度の趣旨が存置しつゝ、なお、そういう合理性のあります場合には再立候補を認めていくような制度を考えたいたと考えた次第でございます。現在の八十七条の二の制度は、任期満了前に早く退職をいたしますのを防止するために、あとは利にしよう、そういう弊害を防止いたしますために、任期満了前、たとえば三ヶ月なり六ヶ月前にやめましても、あとは設けられました規定でございますので、そういう弊害を防止いたしますためには、任期満了前、たとえば三ヶ月なり六ヶ月前にやめましても、あとは残任期間しか任期を与えない、こういう不利な計算をいたすことによりまして、任期満了前に自己の選挙を有利にするためにやめる人を防止いたしまして、とともに、先ほど申しましたようなくして、任期満了前に自己の選挙を有利とするためにやめる人を防止いたしまして、あるいは二年前にも起こり得る、けれどござりますので、そういう場合も再立候補は認める、ただ、その件月とか六ヶ月前ではなく、一年前か、あるいは二年前にも起こり得る、て住民の審判を仰ぐ道を聞こうとして

わけでござります。

以上が、このたび提案いたしております地方自治法の一部を改正する法律案の要旨でございます。

○委員長(小林武治君) ちょっと速記をとめて。

[速記中止]

○委員長(小林武治君) それでは速記を始めて。

○矢嶋三義君 この法律案はおおむね適正妥当なものと考えます。それで、若干質疑いたしますが、総括的なものと遂次的な質疑と同時に若干いたしました

○説明員(岸昌君) 私から御説明いたしますが、選挙制度審議会において審議をされまして、その結果、その答申

ます、この改正法律案の中には、幾つかの内容を含んでおるわけですが、

○矢嶋三義君 では続いて伺います

が、この選挙管理委員の任期三年を四年にした理由と申しますか、根拠と申しますか、それはどういうふうにお考

えになられたのでしょうか。

○説明員(岸昌君) 私から御説明いたしますが、選挙制度審議会において審議をされまして、その結果、その答申

ます、ほんと他の行政部局の吏員の兼職になっています。今度の改正で

は、先ほど書記長が必置になるという

○矢嶋三義君 じゃ、ただいまの答弁

からすれば、この法案の中に山はない

ということなんですね。そういうよ

うに了承していいわけですね。

○委員長(小林武治君) ちょっと速記

をとめて。

○矢嶋三義君 じゃ、ただいまの答弁

からすれば、この法案の中に山はない

ということなんですね。そういうよ

うに了承していいわけですね。

○政府委員(大上司君) そうでござい

ます。

○矢嶋三義君 では続いて伺います

が、この選挙管理委員の任期三年を四年にした理由と申しますか、根拠と申しますか、それはどういうふうにお考

えになられたのでしょうか。

○説明員(岸昌君) 私から御説明いたしますが、選挙制度審議会において審議をされまして、その結果、その答申

ます、ほんと他の行政部局の吏員の兼職になっています。今度の改正で

は、先ほど書記長が必置になるという

○矢嶋三義君 じゃ、ただいまの答弁

からすれば、この法案の中に山はない

ということなんですね。そういうよ

うに了承していいわけですね。

○委員長(小林武治君) ちょっと速記

をとめて。

○矢嶋三義君 じゃ、ただいまの答弁

からすれば、この法案の中に山はない

ということなんですね。そういうよ

うに了承していいわけですね。

習熟していただき、こういうねらいが

あるように聞いております。

○矢嶋三義君 内容的に伺いますが、

現在、たとえば市といいますかね、市

の選挙管理委員会の職員というものは、ほとんど他の行政部局の吏員の兼

職になっています。今度の改正で

は、先ほど書記長が必置になるという

御説明でしたが、他の行政部局との兼

職はできない形に義務づけられるんで

しょうか、いかがでしょうか。

○説明員(岸昌君) その点は、兼職を

禁止すると、こういう趣旨には考えて

おりません。

○矢嶋三義君 おりません。

○説明員(岸昌君) はい。

○矢嶋三義君 それでは意味ないんで

はないですかね。私は都道府県段階で

はそういう感じを持つていませんが、

町村はもちろんですが、相当の

市で選挙管理委員会の職員というものが他の部局の兼職になつていい

ます。たとえば公職選挙法等の成立に

行なわれるのが原則でございます。

か、専任者がおります。したがいまし

て、ただいまお説の、これを統括する

と申しますか、書記長と申しますか、そ

この所属の問題でございますが、これ

は、これまでされたのか、それから現状とい

うものをいかように把握されておるの

か、御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(大上司君) お説のとおり

しては、これを研究課題として、今日

の現況におきましては、兼務もでき得

るというような仕組みにいたしました

のでござります。

○矢嶋三義君 自治省としては、相

規模の地方団体に対しては、兼職でな

くて専従できるような方向に行政指導

をしてござります。

○矢嶋三義君 ところでも、今国会の冒

頭に、私は、参議院通常選挙もあるこ

とにいたしましても、議員の選挙にいたし

ました。原則といたしまして、任期

が四年でございますので、四年ごとに

選挙を管理しないでやめると、こういう

体その後自治省当局としては、その権

限と申しますか義務と申しますか、そ

の範囲内においてどういう努力を払わ

れてこられたのか、それから現状とい

うものをいかように把握されておるの

か、御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(大上司君) お説のとおり

しては、ただいまお説の、これを統括する

と申しますか、書記長と申しますか、そ

この所属の問題でござりますが、これ

は、これまでされたのか、それから現状とい

うものをいかように把握されておるの

か、御答弁いただきたいと思います。

○矢嶋三義君 自治省としては、

最近の選挙の事前運動というものの実

態といふものをいかように見ておられ

るかということを伺つたわけですが、い

うかがですか。

○政府委員(松村清之君) 公明選挙運

動の推進につきましては、先般もこ

で申し上げましたが、本年度は国費四

億五千万円、これには参議院だけの運

動費として一億が含まれておりますが、それと地方費、これは交付税の上で見ておりますが二億五千万円、合わせて総額七億円の経費で本年度公明選挙運動の推進をはかることにいたしております。

それで、この内容といたしましては、まず、この参議院選挙を目標にいたしましては、特に強調いたしたいと思いますのは、買収供應追放運動という運動でございまして、これは公明選舉連盟、また、地方の都道府県あるいは市町村にございまして、民間日本からつづく公明選舉連盟

それがたいでござりますので、そういううところでは講演とか座談会、そそういったことに置きかえてやっていく。それからまた、特に民間の報道関係の機関等にお願いして、この運動の一翼をになつていていただく、あるいは、文部省関係の社会教育、学校教育においても、選挙、政治といふものについての教科の充実をはかつていただき、あるいは公民館の活動としてそういうものをやつていただき、いろいろ実情に即した措置を講ずるよういたしております。

ざいますが、これはまあ、いろいろな前運動が行なわれておるというところども聞いてはおりますけれども、特にそのことについて取りまとめたのもございませんし、これはまあどちらかといいますと、取り締まりのほうの問題でもございますが、しかし、きょうも新聞に載つておりましたが、東京都あたりでは選管委員会が中心になって検察庁、警察庁等と共同の声明でもってこの事前運動について注意を喚起する、こういうようなことをやつております。これは地方によつても、従来もそういうことをやつておりますので、おそらくこれからやつりますので、大体、先ほど御質問のありました二点につきましては、そのように考えております。

そのように考えております。

予想される人がせざるを得ない立場に、国全体の雰囲気というものがそういう方向に行っているわけですね。こういう点を是正するのが僕はあなたの方の仕事だと思うのですよ。候補者に予想される人だけを責めるわけにいかぬと思うのです。その面も僕は否定はしませんがね。こういう方向でいたら将来どうなるのかという感じがするわけですね。だから、七億円の予算を組んで公明選挙の運動をいろいろやられるとするならば、タイミングが合わなければいかぬですよ。最近の選挙情勢では、今ごろから事前運動が本調子になつてくるという時期を誤りなく把握して、それとタイミングを合わせいろいろな運動をやらなければ、選挙の告示がいつあるというその時点にタイミングを合わせて物事を考え、予算の執行を考えたって意味をなさないのですよ。効果が何にも上がらないのですよ。現実の姿が立証していると思うのですね。だから、地方選挙が行なわれた場合に、任期四年だが、参議院の場合、任期六年ですね。私は実質的に任期は五年になつていると思うのですね。地方議員の場合、任期は三年になつていると思うのですね。任期六年といつても、そういう状況下で、予算審議をする通常国会にもなかなか出席できぬということになれば、任期とかどうかという問題ですね。一体、自治省当局は何をしているのかと私は言いたいですよ。そういう点に何らの反省もないのかどうかというのだ、問題は。だから、ここに選挙管理委員会のこういう改正案が出て、冒頭に言つた

ようには、公正妥当、予算に七億円組むだのは僕はむだ金だ、そんな予算組むなどは言わない。しかし、それと合わせて実効の上がる日本の選挙なり、日本の中の政治というものが、進歩前進の方に向づけが確実に得られるような立場から皆さんが考え、また行政執行してもらわなければ意味をなさぬと思うのですよ。そういう点で国会の冒頭に僕は質問したわけですが、そういう意向をくんではたして適切なる助言と指導を持つのですがね。それで、この改正案のこの条項を審議するにあたって、僕は念のために現状把握をお伺いし、あなた方がどういう反省をされているのか伺つたんですけれども、どうも僕の考へていることと歯車が合わぬのですね。マッチしないのです。一体そういうことでいいんでしようかね。これは僕は事務当局の問題ではないと思うのですよ。大臣なり政務次官のやっぽり識見と政治的責任につながる問題だと僕は思うのですがね。いずれ先ほど申し上げましたように、公職選挙法の一部改正法律案の審議の場合にさらに伺いますけれども、一日早ければ早いだけ政治家にとっても、政党にとっても、国家国民にとってもプラスになるのですよ。こういう問題はね。今はともかく選挙戦が正式に始まってからはなかなかやりづらいから、その前に勝負がきまるのだからやつておけと勝負はもう告示の数週間前、何ヵ月前にきまるのだから、そこが勝負どころだから、しかも、そのころは取り締まりあまりないしてないのだから、そこが勝負どころだと、そこにピントを合

わせてやっているわけですね。だから、その間に選挙法と相当ずれた事柄が行なわれているということは、これは子供でもわかることですよ。そういう時期にあなた方はほほんとしておつて、そうして効果のない時期になつて、そつして国民の血税七億円も使うというような一体政治行政上のあり方といふものが認められるのかどうかということなんですよ。一体どういふ現況の認識をされ、反省なり、今後のとらるべき対策についての御見解を持つているのか、それで部下職員に対してどういう指示、督励をされようとしておるのか、大臣にかわつて政務次官の答弁を求めます。

ましたが、いわゆる法律上に規定して長所を置いていてはんとうの現状の把握と、これに対するいわゆる処置をござります。なお、さらに私並びに自己の選挙の経験を経た人間でござりますから、これは当然先生のおっしゃるような方向を持っていくのが至当である、これは人間性に訴えても至当である、このように考えております。したがいまして、全力をあげてやつて参りますが、ただその前に、先生の御質問にちよつと私個人の意見を入れさせていただいて恐縮でございましたが、いわゆる選管委員会なるものと自治省という一つの行政府とのつながりと申しますか、あるいは動かし方といいますか、運営といいますか、そういう点にもなお研究の余地がありはしないかと、このように感じております。したがつて、現段階におけるいろいろな事前運動については、先生のおっしゃるとおり、一刻も早くこれを是正していくよう大きな施策なり、あるいは国民の世論喚起もしなければならぬ、このように考えております。

○矢嶋三義君　ただいま論じていることは、この法律案の内容なり、審議すべき中心と必ずしも一致しているわけではないから、進んだ議論は公職選挙法改正案のときにいたすとしたしまして、この点に対する質疑はこれでとめておきます。

午前中、もう一項目伺つておきたいのですが、現在国会で審議中の法案とこの法案と関係の深い法律案はどういうものがございますか、お伺いします。

○政府委員(佐久間彌君) この法律案と関係の深いものは、一つは、たゞま先生のお話にもございました公職選舉法の一部を改正する法律案でござります。いま一つは、市の合併の特例に関する法律案でございます。

○矢嶋三義君 市の合併の特例に関する法律案の成立によつて、来年の四月一日、どこかに、それは具体的にいえ北九州だと思うのですが、そういう新たな合併都市が誕生するであろうという前提でこの改正を企図された面があるわけですね。

○政府委員(佐久間彌君) そのとおりでござります。

○矢嶋三義君 その部分については、いずれ本日、当該法案が本委員会に本付託になるでしょうから、その機会に質疑を譲つて参ります。その関連ではここにこの法案の中にうたわれている条章については、私は、ただしたい点は特にありませんので、次の関係法案が本付託になつた場合に質疑を譲ります。

次に伺つておきたい点は、退職手当の基礎となる勤続期間の計算の通算措置ですね。これは先ほどあなたの説明では、まあ義務づけを法文の条章では規定しないで努力義務をうたつたんだところいう説明ですね。まず適当かと思ふのですがね、しかし、通産措置をとらない地方公共団体が必ず出てくるでしょうね。そういうことを予想していますかしていませんか。もし予想をしているとするならば、どういうところが努力義務を課したけれども通算措置をとられないであろうと予想されておりますか。その辺のところをお答えいただきたいと思います。

○政府委員(佐久間彌君)　この規定を
努力義務の形にいたしましたことは、
措置を講じなければならぬとかりに
いたしましても、実効は大して違ひは
ないではないかと、こういう予想をい
たしたことでございまして、より根本
的には、先ほど御説明申し上げたかと
思いますが、地方自治法全体の体系上、
自治体の自主性を尊重いたしましてこ
ういう形にいたしましたわけでございま
す。那么いたしますと、今お尋ねのよ
うに、この規定ができまして条例を
作らないところが出はせぬかといふお
尋ねでございますが、これは、そうい
うところも用るだらうと思います。特
にそれほどこの必要を感じていないよ
うなところにおきましては、しないで作
る必要もないということであらうと
ころが多いのではないかと、かよ
うに思つております。

たして参りたいと、かように考えておるわけでござります。
○鷲鷹三義君 市立高等学校の職員の勤続年数の通算措置ができるよう考えられたということは、——これは長い問題であつたわけですが、非常に私はけつこうなことだと思うわけですね。全く從来、人事交流の面から離れ小島みたいな取り扱いで、非常に不自然で不都合があつたと思いますが、そういう点非常に私はけつこうなことだと思います。原則的には、人事交流がなめらかに行ない得る形になつておるのが私は好ましいと思うのですよ。そういう意味から何らかの方法で、どういう地方団体に移るうとも、いかなる場合にも通算措置ができるような形になれないものかと、まあ受け入れるその地方団体の負担がふえるからといふような考え方で通算措置ができないようにならば、そういう人物を受け入れることによつてふえる負担が何らかの形で補えるような方法はないものか。東京都のような場合は不交付団体ですから、交付金制度における調整等もないから、むずかしいと思うのですがね。しかし、東京都が不交付団体であり、まあ相当の予算規模のうち財源力を持つておるわけだが、実際通算措置を認めないと、という形でいっているのは、私は平易な言葉でいえば、どうかと思う感じを常々持つてゐるんですがね。通算措置に対する考え方、人事交流に対する考え方、私は一部申し上げたわけですが、それに対する自治省当局の考え方と、何か時と場所にかかるわらず、常に通算措置がとれるような方法、措置というものは技術的でないものかど

選挙管理委員会の兼職禁止の問題が何度もこの委員会でも話題に上っておったわけでござりますが、今度の改正の中にはこれは入っていないのですけれども、その当時の話では、適当な機会に法制化するような話を出ておつたのですけれども、これはどうして入れなかつたのですか。

○政府委員(佐久間彌君) この改正は地方公共団体の議会の議員及び長を兼ねることができないという規定は設けられることにいたしたわけでござります。そのほか、たとえば助役の兼職禁止をしたらどうかというような御意見もかつて出たように承つておつたわけでござりますが、選挙制度審議会の答申が議員との兼職を禁止するということをございましたので、今回は議員と長とございましたので、今回は議員と長と一緒にいたしたわけでござります。

○加瀬亮君 これは念を押すまでもなく、ここにありますように、人格高潔にして政治・選舉に関し公正な立場をとり得る者でなければならぬわけですよ、第一条件として、副知事とか助役とかあるいは教育長とか、総務課長とか、こういった者まで選挙管理委員にすべぶんなつていますが、これはみんな知事なり市町村長なりが任命した人ですね、政治的に公正な立場をとり得ない人でしよう。これは色がついている人なんですよ、一方的に長や議員にとどまらない、長や議員以上に政治的な色彩というものが濃厚だと思ふ。これを今度の改正の中に入れなかつたというのはどうも私はふに落ちない。だから私がさつき提示したような問題が起つたわけです。選挙日を何日にしろと、自分たちの意思から考え

申の線で立案をいたしましたので、その点は将来の問題としてなお研究の必要は十分あるかと思いますが、一応ここで線を引いたわけでございます。

○加瀬亮君 この県の選管の委員に町長がなったところで、これは知事関係とそう密接な、上司と下僚といったような関係はありませんわね。ですから、弊害はむしろ私は少ないと思う。ところが、知事の選挙をやるときに、その選挙管理委員が副知事であったり、総務部長であつたり、あるいは教育長であつたりした場合、これはどんなに人格高潔であつても、公平の場といふのを守れると自認のできる、責任を持つ人は少ないと思うのですよ。やはり若干みずから危惧の念を持たざるを得ないと思う。そういう制度をどうしてそのまま行政指導だけにとどめて、行政指導をする必要があるならば、こういういい機会ですから法制化したほうがいいはずなのに、法制化しないのはどういうわけなのか、局長は前に選挙管理をおつたんだから、これが問題になつていることをあなたが知らないはずはない。

○政府委員(佐久間彌君) 繰り返し申し上げますが、選挙制度審議会の答申を具体化するということを主眼としていましたので、省いたわけでございまして、問題が決してないと思っているわけではありませんので、この次の機会にひとつ検討いたしたいと思います。

にしても選挙管理委員の選定にして、人事委員会の委員の選定にして、も、初め作られた法の目的というものが、からちよつとずれていますよ。たゞさば教育委員としても、あるいは選挙管理委員にしても、公安全委員にしても、それぞれ同一政党に所属しておらないことは明文化されております。たださば同一政党に所属しておらないといふことは、結局單に党籍がどうだと、いうことではなくて、傾向を示しておると思うのですね。これは法律違反といつておるような傾向のものを出さないといふことは、結局單に党籍がどうだと、いうことではなくて、傾向を示しておると思うのですね。これは法律違反といつておるような傾向のものを出さないけれども、妥当か、妥当いかという問題で、なるべくそれをの考え方方、あるいは政治的なものの考え方方というものを違った層から見て、委員を選ぶということが建前になつてゐると思うのです。しかし、今はそういうじやないかということで、同じよどりませんよね、形式的ですよ。無所属ならば、政党はいすれにも片寄つておらないのだから、無所属ならいいじやないかということで、同じよどります。うな系統のものが非常にたくさん出されている。これは行政委員会の運用の上からは必ずしも私は好ましい方法と思われない。こういう点を行政指導するというのならわかるけれども、今までのそういう傾向が非常に行政委員会全般について多いのに、さらに選挙管理委員会は、選挙の候補者になり得る、なる公算の多いものの直接の下僚を選挙管理委員会についておいて、それを行政指導するといったって、なかなか行政指導じや徹底しませんよ。選挙管理制度調査会ですか、で問題にならなかつたといったって、こんなことは事務的

なことで初めから問題になつておることは、とだから、別にいろいろの多くの問題があり、ますから、取り上げなかつたにすぎなくて、このごろ問題になつたことにじやないのです。問題はすでに解決されておる、こういう誤認のもとにおそらくこの問題が取り上げられなかつたと思うのです。どうです、これは。くどいようですがれども、知事が立候補して選挙しますよね、その選挙管理委員会副知事だの総務部長だの、教育長というものが入つておつてやつたのでは公平を期し得られますか。ほんとうに良心的なものなら、そういう管理委員は勤まらないから、この際はやめますというのが普通だと思うけれども、やっておるのがずいぶん多いのです。やつていたほうが都合がいいから……。これは法制化すべき問題じゃないですかね。

いうことが入るわけですが、特にこういうことを今あらためて入れなければならぬという何か事情があるのですか。

○政府委員(佐久間彌君) これは選挙制度審議会の御答申にございましたので、それをこのまま具体化することにいたしますわけでございますが、おそらく選挙制度審議会の御審議の御意向をそんたくいたしますと、選挙の公明化ということを主眼といたしまして今回選挙制度の審議がなされたわけでござりますので、そういう角度から委員会の具備すべき要件としても、特にこの際こういうことを注意することが必要であろう、かようなお考えであったかと思うのでございまして、私どももそれは「ごもつともなことだと考えまして立法化いたすことについたしたわけでござります。

○秋山長造君 別に入れて悪いことでない、まあ当然のことなんですけれども、特に「公正な識見」という点で

すが、この「公正な」ということは、抽象的には言えるけれども、なかなか

実際にはむずかしいと思うのですね。何を公正といふか、これは一党一派に片寄るというようなことは同じなんですか、別な概念なんですか、公正といふのは。

○政府委員(佐久間彌君) この御答申にありました言葉をそのまま取ること

にいたしたわけでございますが、おそらくこれも審議会の御意向をそんたくいたしますといふと、別に、ある党派

に属しておってはいけないという趣旨ではもちろんないと存するわけでござります。ただ、職務を執行するにあた

りまして、公正な御判断をしていただ

くというような意味合いではなかろうかというふうに考えておるわけでござります。

○秋山長造君 私は、選挙管理委員の場合は、選挙管理委員個人々々についてのいろいろな資格要件というようなものも大事であるが、同時に、選挙管理委員会といふことで一体の行動をするわけですから、四人を一体なものとして見えた場合に、個人々々だけにとどまらないで、四人の委員一体としてみて、やはり公正なということが非常に重要だと思うんですね。まあここで、たとえば政党人が一人加わった――

人はいいわけですね。二人あってはならない。そういう場合に、政党人が一人だけ加わっているというような場合には、管理委員個人々々としてはこの資格条件には合つても、選挙管理委員会全体としては、その管理委員の中に一人特定の政党に席を持つた人が加わっているということによって、委員会全体として何か、必ずしも公正といふことが期待できないというような印象を与える。その場合に、「一人加えるなら、ついでにもう一人また別な立場の政党人を加える」というようなことがあります。もちろん、その他の、無所属といふ中でも、それをおもなる政党から御推薦があつて実際上は選任されれば、これは外部から見てもおのずからバランスがとれる、したがつて、どちらなことはできまい、こういう安全感を与えるだろうと思ふんですがね。そういう点の配慮がこの法文の上には出てないんですけど、何か政令か、あるいは規則か、あるいは行政指導か何かで出されているのかどうか。

○政府委員(佐久間彌君) 公職選挙法の第百三十六条の規定によりまして、活動については、何か制限があるのであります。たびに行なわれているわけであります。

○秋山長造君 選挙管理委員の選挙活

動について、何か制限があるのであります。

○秋山長造君 この問題は、まあい

れ選挙法が来るか来ぬかしれません

が、来れば来たときに十分御質問した

いと思うので、多くは申し上げませ

れけれども、公明選挙運動といふもの

が、まあここ十年ばかりの間、選挙の

おつたら、幾ら七億や十億、公明選挙

の予算を組んでやってみたところでた

かし、だからといって、今のような手

放しの悪質選挙を、このままやつて

おつたら、幾ら七億や十億、公明選挙

の予算を組んでやってみたところでた

かし、だから

がつてくるというようなことになりますと、やはり地方制度全般から考えて非常に大きな問題が起ころうつてくるんじゃないかな。もちろん、起ころうとも、それが地方自治を積極的に育てていくためにはプラスになるということなら、それはそれでもけつこうなんですがね。そうでない逆なような方向にそれがようなおそれが私はあると思うんですが、それらの問題について、大臣はどういうように考えておられるか承りたい。

○國務大臣（安井謙君）まあこの指定都市を五十万以上ぐらいを標準にものを見ておりますために、そういった一つの機運に乗じていろいろな状況が起ころうべきやしないかと、御心配もござもともかと思いますが、まあ一応私ども今までの経過、常識から考えまして、現在の指定都市程度のものを標準に考えております。また、そのことによって急速にいろいろな問題が起ころうくるよには推測いたしておらぬわけであります。また一方、しかし、そういう問題とからんで道州制実現の機運がくるのじやないかという御懸念と申しますか、御配慮かと思いますが、道州制というものを近き将来実現するとか、そういうつもりですべての準備を進めていくためにはまだ私ども慎重に考慮する点が多くあらうと思つておりますて、今のところ、そういう方向で急に進めていくといふようなことは一切考えておりません。ただ、府県同士が相当連合して広域行政の能政の円滑化をはかる、あるいは市町村団体がそれぞれ連合して、または県を異にしてまでも連合して広域行政の能率をはかる、こういう方向はこれから

も現実の問題として非常に強く要請されると思いますので、これに対しましてはできる限りすみやかに必要な措置もどりたい。あるいは、必要によつて法制化もいたしたいと思って、こういふ方面は日下銃意検討中であります。

○秋山長造君 北九州の問題についてはどうなんですか。私の先ほどお尋ねした方針なんですか。

○國務大臣(安井謙君) 北九州につきましては、これは指定都市といった扱いをいたすつもりでございます。

○秋山長造君 それが直ちに五十万以上の人団をかかえた市に波及していくという点はどうなんですか。

○國務大臣(安井謙君) 目下のところ、その機運はきわめて少ない、こういうように観測しております。

○秋山長造君 新産業都市の、あの法律に基づいて作られる新産業都市ですね、この新産業都市については指定都市ということを想定しておられるのですかどうか。

○政府委員(佐久間彌君) 新産業都市と指定都市の問題とは一応関係なく考えております。もちろん将来新産業都市市に指定されました都市が、内容、能力等から見まして先ほど申し上げましたような実態を備えて参りますれば、あるいは指定都市都市指定というようなことも起ころうかと思ひますが、制度としては関連して考えておるわけですがございません。

○秋山長造君 これも法律案がこっちへ出でくれば、そのときお尋ねすべき筋合いのものなんですかけれども、まあ今たまたまこれが出ているからついでにお尋ねするわけですが、あの法律でやはり町村合併の特例が含まれています。

○政府委員(佐久間謙君)　どの程度と
いうことは何も考へておりません。新
産業都市に指定されました区域、これ
は必ずしも現在一つの市の区域に限り
ませんで、数個の市町村にわたる地域
が新産業都市の区域として指定される
ことが多かるうと思ふわけでございま
すが、そういたしました場合に、都市
の建設が進みまして、むしろ数個の市
町村が合併をしたほうが新都市の建設
に都合がいいではなかろうかと、こう
いう場合が起りました場合に合併がや
りやすいようにということで特例の規
定をいたしたわけでございまして、必
ずしも合併をいたしませんでも、関係
の市町村が協力をして都市の建設がや
れるし、また、そのほうがいいといふ
ような状況の場合にはそういう行き方
でもいいのじやないかと、こんなふうな
な弾力的な考え方をいたしております。
○秋山長造君　そういたしますと、わ
かりやすく言えば、たとえば二三個
コンビナートなんかの建設が進んでい
ますね、あつこつちで。そういう場
合に、そのコンビナートがA市とB市
とに両方へまたがつておるというよう
な場合に、そんな行政区画が、今まで
どおり別々になつておる場合には、た
とえば固定資産税なんか取るにして
も、工場の中を半分に分けて、片一方
はA市、片一方はB市というようなこ
とになることになる。だから、そ
ういう意味でA市B市にまたがつておる
というように場合に、そのA市とB市

を合併する、そうして一つの行政区画にするというようなことを具体的には想定されておられるのですか。それとも、もうそういうことに関係なしに、たまたまそういうコンビネートができるれば、それにひっかけて、直接関係のあるなしにかかわらず、すいぶん広範囲を囲い込んでしまう、というようなことも想定されておるのですか、どうですか。

○政府委員(佐久間彌君) まあ御指摘のような場合、どのどういう場合を想定してということではございませんで、都市の一つの総合的な機能を持った都市を建設して参るわけでござりますが、その都市の経営上、あるいは建設の事業を進めて参ります上に、別々の地方公共団体であるよりも一つの地方公共団体として行なつたほうがいい、というような場合に、合併が容易にできる道を開いたということでございまして、どういう場合、どう場合といふことをはつきりと頭の中に置いて規定をしておるわけではございません。

○秋山長造君 私、まあ今の五大市なんかについて、すいぶん過大都市としての困難な問題がたくさんあるわけなんです。そこで政府としてもそういう過大都市をできるだけもうこれ以上膨脹させないようにという配慮から、新産業都市というようなことも考えられたと思うのですがね。で、まあそちらへ行くべきじゃないかということを考えるんですけども、そういう意味で、自治省が指定都市を安易にふやすといふ方針でなしに安易にふやさないとい

厳格な方針をもつてやってきておられるということは、私は非常にけつこうだと思うのですけれども、この方針はまあ北九州の問題は別問題として、指定都市については今後も指定都市の指定については、厳格な態度をもつて臨んでいくという方針には変わりはない。というように了承していいんですか。

○国務大臣(安井謙君) 厳格といふと、何かえらく地方の意思を押えるような感じになつてもいかがかと思いますが、この一定所要の条件を、從来持つておる程度の要件を満たすということではないと、簡単に今の人口五十五万に満ちるからというようなことだけでやる、あるいはごく非常に特殊、異例のような場合につきましては、またそのケースについて十分に考慮をする、そういうふたうな配慮は今後も十分行なつたいたいと思っております。

○秋山長造君 それからもう一つ、これに関連してお尋ねしておきたいのは、町村合併の問題ですがね。町村合併が一応一区切りついたところだと思うのですが、現在の段階はある町村合併の、何といいますか、跡始末といいますか、合併市町村の育成充実という段階だと私は思うのですがね。自治省としてもそういう御見解なのかどうか。

○政府委員(佐久間靈君) 私どもそぞういう見解であります。

○秋山長造君 で、その点が、私ども多少疑問があるのでですよ。といいますのは、あの町村合併促進法を二十八年の十月から施行いたしまして、当初の自治省の計画よりもはるかにかかるようになったわけですね。そうして一万からあつた市町村数が三分の一に減つてお

るわけですね。それからまた、府県によっては多少違いがありますけれども、はかどった府県なんかになると、四分の一から五分の一くらいになつていますね、市町村の数が。でも、まあそういうことで山あり川ありというような農山村地帯では、ずいぶん地理的な条件をある程度無視したような大合併をやっていますわね。それ相当のやはり町村合併という面からの効果はこれは十二分におさめたと私は評価しているんじゃないかと思う。

それはそれでいいんですがね。ところが今度はさて、そういう相当無理をして國の方針に従つて合併をやつたところが多いのですが、そういうところの合併の跡始末ですね。この跡始末といふのがまだ私ほんとうに序の口くらいな段階ではないかと思うのです。まあ大きくなつたので、町役場等を今までの小さいものではめだから、新しい町村にふさわしい建物にしなければいけぬという、せいぜい役場の建築くらいなんです。それから学校なんかの統合というようなことを相当並行して強く指導された結果でしようけれども、学校なんかが若干統合されて新築されるという程度のことになると終わつておる。まだ一般の合併地区の住民が、合併してよかつたといいますか、合併してほんとうに一つの自治体としてまとまってきたというところまではまだいっていないと思うのです。ですから、合併市町村というものは合併した跡始末を十分つけるということでもう精一ぱいだし、また、そのためには市町村の当事者は全力をあげて努力されなければならぬ段階だと思うのですね。ところが、そういうものが、ろく

ろく跡始末何ももつかないまま、また新産業都市だ何だというようなことで次の大合併にさらに進んでいくというようなことに私はなりかねえと思うのですね。そうなった場合、それにはそれがだけの意義はあるでしようけれども、また、町村合併の跡始末という面から考えますと、無理をして町村合併をした跡始末というものは、實際にはなかなか当事者は苦労してむずかしい。そのむずかしさに耐えかねて、そうしてそこにさらに大合併というようになることになると、それに対して安易に便乗してしまって、そうしてやるべき跡始末を何もやらいで、さらに次の大合併に進んでいくというようなことになりかねぬと思うのですね。そちら辺の配慮といいますか、行政指導といいますか、そちら辺のことを自治省としては相当やはり慎重に考えておいてもらわぬと、何でも受けや進めで大きくくしさえすればいいということをやつていったのでは、やはりほんとうに住民の福祉ということを忠実に考えていくという線からははずれていく結果になるのではないか、そういう危惧を私は持つのですが、いかがですか。

いますが、町村合併促進法が弱小町村を解消するということを主眼にいたしましたので、市同士の合併というものは対象にしていなかつたわけでございます。これがその後の都市の発展に伴いまして、市同士の合併をしたほうがいいというケースがだいぶ出て参つておりますので、それに対処するために、今回市の合併促進法案を提出をいたしまして御審議をいただくことにしたわけでござります。

なお、新産業都市の関係でございまですが、これは合併はもちろん一段落ついておりますけれども、その後の新しい産業経済社会の要求に基づきますものでございますので、これはこれとしややはり考えて参らなければならぬことではないか。ただその場合にも、御指摘のように、何でもかんでも合併すればいいんだというようなことでいくんじやなくて、十分指導上は慎重に考えて参らなければならぬというふうに私どもも存じておるわけでござります。

けでございます。しかし、市としての適正規模と、いうものがどのくらいかといふことにつきましては、これはいろいろ御議論があるところではないか。私どもも種々検討はいたしておりますが、自治省として、このくらいがいいという別段成案は得ておりません。

○加瀬亮君 関連して、その町村合併をやりましても、一応人口八千なら八千と最小規模を押えて、事実は、新市の誕生で三万以上の町村合併が非常に多くて、それから町村にしても、一万五千か二万くらいの町村がふえていく。これにどういう財政基盤を与えるか。あるいは三万でも、あるいは八千以上の市町村でもいい、そういう町村合併の一つのモデルとして、標準に押えたものに對して、どういうまた行政の事務配分もするのか、こういったことがもう相当研究が進められて私はいいと思う。町村合併はして、生みおとしましたけれども、それにする仕事をはっきりしなければ財源も確実に与えられておらない。自治省から出した調査でも、合併の一萬五千くらいの町村がむしろ財源が枯渇しておる。合併しなかつた――それはいろいろの条件がございましょうけれども、二、三千の残つた町村のほうが財政的にはいいと、いう例もないわけではありません。合併さしたらもう少しはっきりした、その町村自体の合併の後にさらに発展し得る条件というものがそろわなければだめだと思うが、最低行政水準ですか、こういったようなものの作業に若干かかりかけたようだけれども、途中でとまつているように私たちには思われる。どれだけの町村としての運営ができるんだという、その行政の幅とい

うものをがっかりと作って、その幅がそのまま進行できる財源措置というものを考へるというようなことも、もう少し積極的にやつてもらわなければ、生まれおとしただけでは私は意味がないと思う。

それから、今度の今秋山委員が指摘した産業都市などにいたしましても、産業都市計画で一応今の大都市並みのものができますね。それなら、それに入らない町村合併をした地域の小都市は一体どうするんだ、県には何をやらせるんだ、少なくとも自治省では、県は補完行政としてこういうことをやるんだ、大都市はこうだ、第二段階の町村合併をやるのか、あるいは人口十万くらいに市を統一するのか、あるいはしないとすれば、人口三万なり二万なり一万五千なりのそれぞれの市町村にはどういうことをさせるのか、全体からながめたはつきりした見通しというものをつけてくれないと、町村合併をやりましたが、うまくいかないから、今度また基幹都市や産業都市といふことがあるならば、それに入らなかつたら乗りおくれるという形で、町村合併が第二段階に進みますと、これは進んだのか分裂作用を起したのか、わけがわからなくなる。また、住民のためにも必ずしもプラスになるとは言えない。こういうことは、これは行政当局は、大臣は、どうこれからおやりいただくのでしょうか。特に、町村合併をしましたけれども、いろいろの五ヵ年計画なり三ヵ年計画なりというのが、財源が与えられないでの動きがとれないという町村合併の町村の主張をわれわれはだいぶ聞くんです。こいういう点何か見通しをお持ちですか。

○國務大臣(安井謙君) ごもつともな点もあるうかと思ひますが、町村合併をやりまして、これは何といましても、合併することによつて全体の町村の規模なり合理化もされまし、あるいはその運営する機構も合理化されいき、経費の節約にもなるといつたような消極的な面からの利益もあるうと思います。また、市町村自体に対する財源措置といふものは、やはり御承知のとおりの一般の財政措置で基準財政の需要額といふものの計算上からそれに適切の措置をとついくといふことになるうかと思います。そこで、新産業都市というような浮かれ文句で、みなあれよあれよと言ひ間にそちらへ行く、それを取り残されたものはさつぱり困るじやないかといふ御意見もあるうかと思ひますが、新産業都市は、御承知のとおり、この新産業都市を中心にして地方の積極的な今後の開発意欲を盛り上げていこうといふものであります。また、そのほかの、例の中大小以下の都市に対する工場分散の法律案もせんたつて通過いたしております。そいつたものには、それぞれそういう要するに産業、工業、商業、あるいは文化、教育をあわせまして、地方へできるだけ分散もさせ、地方の発達をやつてしまいたいというのが今のねらいであります。ですから、その新産業都市自体は、それなりに私は意味があると思ひます。また、そのために今度はばかります。ですから、その新産業都市自体は、その財政収支で十分のバランスをとつていいきたいと思っているわけでありま

うよくなことはないよう、今の全体の財政収支で十分のバランスをとつていいきたいと思っているわけでありました。○加瀬亮君 関連質問ですから簡単に伺いますが。それは、産業発展といふ目的からすれば、産業都市の形成といふのは確かにプラスがござりますよ。しかし、それは住民の福祉その他も、合併することによって町村をやりまして、これは何といましても、合併することによつて全体の町村の規模なり合理化もされまし、あるいはその運営する機構も合理化されいき、経費の節約にもなるといつたよ

うな消極的な面からの利益もあるうと思います。また、市町村自体に対する財源措置といふものは、やはり御承知のとおりの一般の財政措置で基準財政の需要額といふものの計算上からそれに適切の措置をとついくといふことになるうかと思います。そこで、新産業都市といふものについてだけすべ

ればですよ。起債なら起債のワクでないと、そこに道路も必要だ、下水も必要だ、ということになりますと、他の地方へ行く分までそこへ重点的に集中しなければならないようなことになります。すると、そこには道路も必要だ、下水も必要だ、水道も必要だ、工業用水も必要だ、ということになりますと、他の地

方へ行く分までそこへ重点的に集中して集めることによって、他の一般の町村が置き忘れてはならぬ、これはもうごもつともなお話であると思います。十分その点は配分を考慮してやります。十分その点は配分を考慮してやります。

それから、今の低開発地域の工業分散といふことで、小都市——五万とか七万とかといった小都市に工場が来た

ような場合は、固定資産税を一定の必要量に応じて減免した場合には今度の法律ではこれは補助金をいたすといふように措置をいたしております。

○矢嶋三義君 午前に引き続いて若干

伺いますが、自治大臣は本委員会出席

前に、きょう午前中どういう質問があつたかといふことを政府委員にお尋ねになりましたか。また、政府委員が

ねになりましたか。また、政府委員が

ねになりましたか。

会の冒頭に、要請もし、質問もしたわけですがれども、たいしてあなた方努力したよう見受けられないし、現状の事態というものは僕は悲しいべき状態だと思うのですよ。なぜ私は、非常に関心を持つかというと、来年の春には統一地方選挙が行なわれるわけです。こういう雰囲気がずっと続いているから、この選挙法の部分的な改正とか、あるいは選舉のあるべき姿を教育するために二億、三億、国民の血税で予算をふやすというようなことをやられても、やらぬよりはいいでしょうが、やつても抜本的な改善とながらないと思うのですね。そういう点で現状というものをはつきり認識して、この時点においていかにタイミングよろしく施策をし、指導行政をやっていくか、そしてその筋で部下公務員に適切なる督励と指示を与えるかということは、僕は内閣総理大臣、また、政府委員に対しても午前中数回質問したわけですけれどもね。こういう質問をしているのに対し担当大臣としてはどういう御所見を持たれるか、あえてもう一回答弁を求めるのであります。

いなければいかぬということではなくて、選挙が迫つてもあの人々は国会で國務のために働くという空気がでてきてきて正に評価されてくるといふことが、この世の中のひとつめの雰囲氣で、そういうものになってくることが私は一番好ましいことだと思います。しかし、これはただ管理委員会あるいは政府等が努力の足りない点も認めますが、一方的に宣伝をするだけではなかなきませんし、それからこういふものは一つの風潮として、「朝一夕」たやすく簡単にはいかぬものだらうと思います。しかし、今お話をのような点は、非常に大事なことだと思いますし、政府の今後の公明運動のあり方というような点につきましても、重点は十分に置いてやらしていただきたいと思う次第であります。

ばいかぬ、そういう重要性と必要性を感じるがゆえに、この国会の冒頭でも伺つたし、繰り返してきょうのこの法案審議に関して、事務当局の見解を開くとともに、叱咤激励したわけです。これはそれによどめておきます。

次に、いよいよ国会は最終段階に入つて参ったわけです。したがつて、国会に提出されてある法律案の総括的処理をいかにすべきか、審議するわれわれとしては見通しを立て、また腹もきめねばならぬ時点に立たされてきてゐると思うのです。この国会は、自治大臣は所管案件が量的にも重かつ大であり非常に御苦労なことだと思います。しかし、国会会期の立場から、この時点に対してもぜひあなたに伺つておきたい点があるのです。

それは、まず第一問としては、三十年の十一月に終選挙が行なわれた。その選挙の実態から、国民の間にほんはいとして選挙のあり方、選挙法の再検討の必要性について世論が起つた。そういう経過から今次国会でその國民の世論、期待に沿うような角度でベストとまでは言わなくても、少なくとも次善あるいは三善の形の内容において選挙のあり方がよりよくなるよう、具体的には選挙法の改正が行なわれるかどうかということは、國民の大関心事であり、そういうことは行政府、立法府の双方の責任でなし遂げられなければならぬものではないと私は見ている、考へているわけですが、所管大臣としては、そういう基本的な把握の仕方については、どういう見解でおられるのか承りたいと思います。

おり、この選挙の公明化というものは、あらゆる面から進めていかなければなりませんので、でき得る限り適切な改正もその一つの非常に大きな要因になると思思いますので、ぜひこの国会で実現いたしたい、こう思って改正法案を出したけであります。

○矢嶋三義君 そういうあなたが言葉どおりの認識、腹でおられるならば、それを前提として私はあと二問いたします。

その第一問は、選挙制度審議会から答申があった。それに基づいて、糸余曲折はあったけれども、内閣提出の形で法律案が国会に提出された。今、衆議院で本附託、審議中であります。

大臣としては、この国会で選挙法の一部改正法律案が日の目を見、成立する、立法府においてぜひとも成立させていただく見通しがあり、自信があるといふもの担当大臣として持つておられるのかどうか。それとも、そういうものはクエスチョン・マークで自信がないというような現時点における見通し、心境にあられるか、それを伺いたい。

○國務大臣(安井謙君) たいへんむずかしい御質問でございますが、今、政府といたしましては、矢嶋さんの言われるこの時点において最良と思われる法案の改正案を提出しております。したがいまして、この法案がそういう形で通過し、成立することを強く希望申し上げております。もちろん、そういう

あるというふうにも言われるかもしれません、そういった改正案が検討をされ、目下、提案の準備がされておる最中でございます。そういったような点とからみまして、私ども、これは委員会で顧う問題でありますから、にわかにここで是非の判断をあれこれ言うべきではございませんが、そういった情勢もひっくるめまして、最善と思われる方途によつてこの改正案がとにかくこの国会でぜひ成立するよう、今でも大きな期待をかけております。また、できる限り、こういう方向での努力も続けておるわけあります。

○矢嶋三義君 大臣、もう二問は、今おのを受けるわけですが、私は今の発言内容、態度から申しても、自治大臣には自信がないと推察いたしましたがね、これは私はゆゆしきことだと思うのですよ。安井さんという自治大臣個人の問題だけじゃないと思うのですね。これは国民の側からとれば、この第四十通常国会を評価する場合の一つの大きな要素になると思うのです。それから、自治大臣としてもすいぶんいろいろ努力して参りましたが、公選法が担当大臣としてものになるかならないかということは、安井自治大臣の評価の大きな一つのファクターになると、私はこう思うのです。あなたの問題じゃなくても、先ほど申し上げましたように、国民の立場に立つてもそうだと思うのです。そういう観点から見た場合に、現時点における自治大臣答弁の様子からいって、私は、自信を喪失しているのじやないかというふうに推察するわけです。私は政治的生命をかけるべきだと思う。少しは言葉が

荒っぽくなるかもしませんが、醜態です。率直に言つて。選挙制度審議会の答申が出てから政府案を決定、国会に提出する過税、それから最近になつて、この修正をしようといふこの経過を見れば、私は醜態の一語に尽きると思うのだね。それは失礼ながら、私も含めて、日本の国会議員の中には、わからず屋がおるでしよう。だから、それは担当大臣としては苦勞はするでしょう。しかし、そのわからず屋の意見を最大公約数の意見で押えて国民世論の指向する方向に導いていくということは、私は当該大臣なり、あるいは政府の政治的手腕であり、識見のもたらすところでなければならぬと思う。それは失礼かもしませんが、この一連の最近の流れというものを見れば、これは醜態のきわみですよ。それらの動きといふものは、一波、二波、三波を呼びますよ。その結果としては、私は、この件に関する冒頭にあなたに質問をいたし、あなたも認められた大きな目標、国民の期待には沿い得ない結果、具体的に言うならば、公職選挙法の改正なるものは、日の目を見ない、成立をしない、こういう結果になる確率は非常に大きいですよ。だから、この時点に立つては、これは要望であり、あなたの決意を承るわけですが、私は政治的生命をかけるべきだと思う、自治大臣は。そうしてあなたの内閣を主宰する政権担当者である池田さんに直言すべきであると思うのです。ならば、いろいろ思惑が入つてくるでしょう。しかし、そこは担当大臣が冷静な聰明な、場合によれば冷厳な態度

を堅持され、そうして総理に適切な助言をし、決断を促し、そうして私は対処すべきものだと思うのですね。その迫力といいますか、決意と申しますが、そういう面が、ほんとうのものが欠除している面がある。そうして表面的に言の端で、口の先でものを論じている限度にとどまっていると私は判断をします。それではこの問題は解決しない。あと国会の会期というのは十日余りしかないですよ。衆議院は最終段階になっているようですが、私はやはり自治大臣としては、そういう決意をし、閣内においてそういう行動をするべき最終のチャンス、最終の期間に来ていると思う。これが、数日たつてこないに入つて参りますので、この国会会期が最終段階に入ったこの時点で、やはり失礼な言葉もあつたかもしませんが、私の信ずるところに基づいて大臣に要望するとともに、所見、決意を承っておきたいと思います。

関するいわゆる地方公共団体が設置しない、資料の提出年月日は入りましたが、自治省というのを落としておりませんね。必ず資料を出すときには、その提出省名と、月日は必ず入れて下さい。でないと、国會議員にはいろいろの資料が来るので、これはどういう団体から出たものか、政府側から出たものか、いつの時点の資料かわからなければ、後日資料としての価値がないのです。これは自治省と三字入れるのにたらくして時間がかかるわけはないのだから、最近だいぶ資料の出し方はよくなってきましたが、きょうのは落ちていますから、あえて御注意申し上げておきます。

そこで内容ですが、公社、公団の新設が次々に最近続いているのですが、これは、地方公共団体にこれが移つて参りました。広い意味で考えれば、こういう公社が次々にでくるということは、納税者の立場に立てば、行政費があえていくことになるのじやないでしょうか、いかがですか、広い意味で考えれば。

○政府委員(佐久間彌吉) これは、税所関係の人物費、物件費等は、こういう新しい団体、機関ができまするとうとふえて参ると思います。ただ、さあ從来やつおりました仕事を、それだけ能率的に経済効果を上げるよう運営をして参るということになりますれば、その面からは、経費の効率的な運用ができる参ると、節減もできてるというふうに見ることが可能だと思っております。

○矢嶋三義君 公社の新設等というのは、幾つかの公共団体にまたがるのか、あるいは一つの公共団体でも、行政機構からいっても、その仕事の内容からいっても、特殊な内容を持つてゐるというような特例の場合に限定しては、公社等は設けるのがるべき姿ではないでしょうか、いかがでしょうか。

○政府委員(佐久間謙君) 様のとおりに、本来地方公共団体の機構を通して処理できますものにつきましては、地方公共団体で当然担当すべきでございまして、地方公共団体の仕組みと別にこういう公社等の仕組みを通して処理したほうが通してでなければとうてい能率を上げることはできぬという限られた事務についてだけこういうものを考えていくべきだという考え方につきましては、私どもそのとおりに考え方でおります。

○矢嶋三義君 自治大臣に伺います
が、最近地方公共団体の公社の設立傾向といふものは、これをさらに助長、推進するような指導をするのが適切とお考えになつておられるが、それとくこういう傾向については、少しプレーキをかける、消極的な方向で適切な助言と指導をするのが中央政府としては妥当だというような認識を持たれておられるか、その点のところを伺ひます。

○国務大臣(安井謙君) あんまり指摘奖励するつもりはないのでありますて、これが乱用されますことの弊害についても十分わかりますので、必ず最小限なものに今後もとどめていきたいと思っております。

○矢嶋三義君 私も同感ですがね、し安直に作り過ぎるのじやないかと思つております。

適切だと思う。何も関与せぬということはこれは適切ではなく、これは、私としてはこの方向は適切だと思いますが、これは資料を出していただきた機会に、これをちょっと目を通してみたといふのですが、都道府県で設けてないところは三県ありますね。この三県はなんですか、あなたの知る範囲内では最近設けるという傾向がありますか。

○政府委員(佐久間彌君) 三県をそれぞれの事情はよく存しておりますが、最近、ちょっとこれに関連した話を聞きましたが、山梨県でございますが、山梨県では開発部というのを新たに設けまして、これは地方自治法で規定をされております部以外に、自治大臣に協議をして増設するわけでござりますが、それを作りまして、通常その公社でやつております仕事をその開発部の仕事としてやるようになりたい、こういうお話をございまして、これは自治省のほうで認めることにいたしましたのござります。

○矢嶋三義君 そうなると、青森と熊本だけが残るわけですね。これは市町村を見ると、設けていない県は十二県ですね。そうして、都道府県と市町村、両方表を見た場合に、それは、それぞれの都道府県で規模は差がありますけれども、この数字を見て感ずることは、都道府県によつて、公社に対する態度というのは相当差があるのじやないかと思うのですね。ある都道府県、ある市町村においては、何かといえば公社、公社と、こういく、そういう傾向の団体と、しからざる団体との差というのが非常に顕著になりつつあるのじやないかと思うのですね。そ

うなると、あれ
都道府県なり
幾つあるから
うなひとつのは
ればど必要性は
しからざる流れ
て、その奔流
出てくるおそ
度ここで流れ
することも大
じやないか、
の点はいかが
は。

○政府委員(佐
して、いわゆ
ての考え方が
は、私どもも
まして、その
れから、これ
すべきでない
ますが、私ども
れておりまし
しにしていく
せん、むし
い。ただ、そ
いますが、実
ては、一定額
しているよう
許可制にする
討したことも
しかし、これ
て参りますに
理由もまたあ
いただいてお
で、許可制ま
いということ
公共団体の関
とによりまし
ていくと、こ

○矢嶋三義君 この表を見ますと、住宅関係、開発関係の比率は、都道府県の場合は、三十二対十八ですね。市町村になると、それが二十六対七十九と、大きく逆転しているのですが、これはどういうふうに認識したらよろしいのでしょうか。

○政府委員(佐久間謙君) これは、正確にどういうふうにこれを見たらよいのか存じませんが、大体これの開発関係とここにあがっておられますけれども、その中にはいろいろな種類の事業が入っております。それで、もちろん大規模な開発関係の事業は県が主体になつてやつておる場合が多いわけでございますが、市におきまして、最近工場誘致あるいは開発というようなことで、かなり積極的に動いているところが多いわけでございますから、個所といつたましても、市のほうが数が多くなつておりますが、やはり大規模な開発事業は県が中心になつてやつておるというふうに私どもは感じておるわけでございます。

○矢嶋三義君 数だけがこうで、事業量等実質的内容というものは、都道府県の場合と市町村の場合を問わず、こういう表の中に出でているような数字の逆転関係はない、こういうふうに見ておつて間違いないというわけでしょうか。

○政府委員(佐久間謙君) この開発関係につきましては、大体私はそういうふうに見て間違いないのじやなかろうかと思っております。それから、住宅事業をやつておるところもございますので、これ

はまあ大体都道府県でも市でも相当やつておるというふうに見ていただきたいと思います。

どうかということは、これはもその条例でさかのぼってそういうのを認めるという措置を規定いたれば、これは可能ではあると、に考えております。

○矢嶋三義君 自治大臣に重ね点を伺つておきますがね。この公布施行される、まあ物理的にですよ、時間的に考えれば三ヵ月前に、通算されない形で異動をはかったという人と、そ律が通つてから二、三ヵ月後には、その両者に關する限りでは、大きなそこに格差ができるわけね。そういうふうなことから、は地方団体で、私が申し上げ、に、払い房させるとか、あるいは起きるとかいうような形で通算講ずるとか、過去にさかのぼつては過去二年間程度のものに通算措置をしようとか、そうやることは、何ら妨げないですね。政府委員の答弁を確認してもらいます。

○國務大臣(安井謙君) 非常にケートな問題ですが……

○矢嶋三義君 いや、デリケートなことですよ。

○國務大臣(安井謙君) ちよつたらからそういう指導をするといふにもいきかねようかと思うわけになります。

○矢嶋三義君 いや、そういう地方団体が作ることは、何ら妨げないことを確認してもらえばいい

○國務大臣(安井謙君) それは的にお作りになる場合には、それだけつこうでございます。

○矢嶋三義君 けつこうです。

てこの法律が考えられ、二、身分の移ったりは、ですわ。されで法規は天引て。あるいは天引て。あ限つて条例を。条例を。今のうわけにデリにトジャとこちうわけでござ。条例を。ないといい。、自主。されはも。

○委員長（小林武治君）本案の質疑に
これにて終局することに御異議ありま
せんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 引き続き、災害対策基本法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○加瀬亮君 この衆議院の附帯決議がありますがね、「個人災害の援護に関する立法措置」という附帯決議がありますが、この点は私は非常に欠けてゐると思うのですけれども、何をどういう具体的な陳情等はございませんか。衆議院の地方行政委でつけた附帯決議の第二項の問題です。

○加瀬亮君　いや、個人災害だけではなくて、個人災害的な小さい災害が町村の中にも起るわけですね。しかしそれは、災害対策としてですね、あるいは災害関係法で取り上げられるような対象にはならない。しかし、個人から見れば、それはやはり大災害を受けたところとあまり変わらないような災害の具体的な事件にはなっておる。たとえて申し上げれば、その地域は災害地城じゃなかったけれども、何かその急激な土砂のゆるみで、二、三軒のうちが全部土砂の崩壊でまるつぶれになつた。あるいは地すべりのために、ほん

の一軒が二軒たけれども、全然家屋の体をなさなくなつた。こういう小災害があるわけですね。個人にとっては、現状においては援護のしようがないでしよう。しかし、こういう問題もまあ見過ごすわけにいかない。といって、法的根拠がなければ、地方で予算を組んで、一軒のうちの災害というものや数軒のうちの災害というものに費用をたくさん出すわけにいかない。しかし、こういう小災害といふものは非常に多い。これはまあ災害基本法のその内容には当たらないかもしませんけれども、そういうものをここでは含ませておるのかどうかはつまびらかではありませんが、事実はそういう市町村にとっては救済しなけりやならぬ。しかし、その法的に根拠はないといふ問題が必ずあるわけです。これらは何か、たとえば市町村で手当をした場合は、特別交付金か何かである程度見てやるといったような方法はとていただけますか。

○加瀬完君 ですから、その市町村で特別な措置をとった場合は、財源的にある程度考えてもらえるかどうかといふことです。特別交付金などのとくに、それが内容として含めてもらえるかどうか。

○政府委員(佐久間彌君) これは内容によりましてはもちろん特別交付税の詮議の対象になると思います。

○加瀬完君 それから、この災害復旧のそのやり方ですね、あれは五・一・三ですか、ある方法はもつと改める必要をお感じになりませんか。といいますのは、災害の復旧の間にもう一つ災害が重なるというふうな場合がずいぶんありますね。あれを早くやっておけば災害が防げた場合も、補助金なんかの関係で三年間の継続事業になるので、どうしても災害にダブられてさらにお費用がかさむという例がずいぶん多いわけです。だから、地方団体の実情によつては繰り上げてやつても何か財源措置を講じてくれるといったようなことは考えられないですか。大体災害がね、三年で終わりませんよ。災害復旧はずっと延びちゃうから、延びればまた災害が重なる。こういう陳情を私たち地方へ参りますとずいぶん受けますけれどもね。何回も問題になるけれどもさっぱり改まらない。

○政府委員(佐久間彌君) 御指摘のような苦情は私どもも伺つておるところでございます。そこで、この災害対策基本法の中では八十八条、八十九条、それから九十四、五、六条くらいまでの間に、国の財政金融措置につきましていろいろ原則的な考え方が示されておりますので、その趣旨に沿いま

○加瀬亮君 これも間接的な質問で恐縮ですがね、たとえば地すべり等は徹底的に調査をしたくても、地域は何ヵ町村にまたがるということは少なくて、割合に一地域に狭められてくるのですね。一つの町村がたくさん費用をかけて地すべりの地質調査をしようと言つたってなかなかできない。だから、災害を受けたときには、これは金をかけてもやらなければならぬと思つておつても金がないので、しばらく甲論乙駁しているうちに地すべりがやんで災害がとまる、じゃ、今度はいいただろと思つて地質調査を怠つてみるとまた地すべりが起つるという例がありますね、地すべりを例にとれば。こういうものの政府のほうで責任を持つて災害防止対策の一環として地質調査なり、あるいは災害原因調査なり、というのをして、いただくような方法はとれませんか。これは大臣に伺いました。それをしてもらわないと、あとになってから、予防注射をやらないで病気にかかるから病院に入れるようなのです。

○國務大臣(安井謙君) これは大蔵大臣が承知する、しないにかかわらず、自治省としては、当然補正予算の措置をとるべく、この方法はいろいろあるかと思いますが、努力しなければなるまいと思っております。

○政府委員(佐久間彊君) ただいま御質問のありました問題に関連をいたしまして、自治省で災害対策基本法の趣旨を含みまして措置をいたしました一例を申し上げますと、伊那谷のケースでございますが、これは先生の御指摘のように、災害常襲地帯に地すべりがあつた、そのあとでまたいつ地すべりがあるかもしれないということで、むしろこれは農地の災害復旧ではなくて、そこに住んでいた住民をほかへ移住をさせるというふうが恒久対策としていいんじゃないか、こういう地元からの強い希望もございまして、国会からも御意見があつたかと思いますが、これに対しましては、関係省と折衝をいたしまして、農林省に計上されております農地の災害復旧の予算を自治省に移しかえをいたしまして、——これは予算総則で書くわけでございます。そうして移住関係の経費に使用できることだけはこうなことだと思います。しかし、経済条件というものは、

必ずしも移つていい場合はばかりはありませんからね、移れない場合だってありますから。また移れない場合としても、将来たび重なる度数、度合いで災害があるということならば移らなければならぬ、と思いますけれども、移るにしても、移らないにしても、もう少し徹底した調査をしてもらいたいというのが、やはり市町村では第一の希望だらうと思う。その点やはり費用をきちんと組んで自治省のほう、あるいは県に担当させるなりしてやっていただければ、相当、災害は防げないにしてお安心感は得られるのじやないかと思いますので、この点はお願ひをいたしておきます。

そういう場合に計上するという考えがあるのか。それとも補正予算の編成されるような場合があつてもそれは見送つて、昭和三十八年から計上しようというような方針でおられるのか。その辺のところをまず承りたいと思います。

○政府委員(佐久間謙君) 法律の施行の時期でございますが、成立いたしましたならば、なるべくすみやかに施行をいたしまして、この夏に予想されます災害に間に合つようになつたいたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 自治大臣に伺います
が、なるべく早く施行を政令できあた
いということです。そうして本年度万
一災害が起つるような場合に備えたい
ということですが、けつこうなことだ
と思うのですがね。そうすると所要費
用、予算の計上ということになつてき
ますが、補正予算でも編成する機会が
あれば要求し、計上されるおつもりで
おられるものと推測しますが、自治大
臣に伺いたいと思います。

○國務大臣(安井謙君) 防災会議に必
要な予算はすでに三十七年度の予算に
計上いたしております。その他につき
ましても、できるだけ充足し得るよう
に措置をし、補正予算の機会があれば
それを実現したい、こういうふうに思
います。

○矢嶋三義君 その方針でけつこうだ
と思います。第三十九国会において災
害対策基本法が成立した場合に、立法
府で附帯決議がついておりますね。政
府は激甚災害に関する恒久立法を次期
国会に提案し、「とあります。が、次期国
会とはこの国会になつておると思うの
ですがね。さらに本法律案が衆議院に

おいて可決される場合に、あらためて「激甚災害に係る統一的恒久立法を直ちに今国会に提案するとともに、云々」いう附帯決議がついておると思いますが、この立法府の要望に政府はこたえられるお考えか。また、こたえ得る自信を現在持つておられるのかどうか、その辺のところを伺いたいと思います。

○國務大臣(安井謙君) 決議の条項もございましたし、また、われわれは決議がなくとも当然あるべきものだと思つて鋭意準備を進めて参つたのでござりますが、なかなか各省間の意見の統一というものが困難な状況にございまして、目下調整中でありますて、でき得ればこの国会へ出したいと思って今も急いでおります。確認できるという段階までまだ遺憾ながら参つております。

○矢嶋三義君 事務当局に伺います
が、その作業段階は何回目くらいまで
いつておると判断しておりますか。

○政府委員(川合武君) 激甚災害の作業は、十数回、二十回近くの各省の打ち合わせを行なつておりますて、目下も作業中でございまして、大体考え方その他の問題点の整理につきまして、私どもの見方をしいて申し上げますれば、ほぼ完了に近いというふうに思つております。九合目くらいかと思いましておりまして、あまりこの段階で確か。

○國務大臣(安井謙君) 私どもはぜひ出したいたいと思って今鋭意検討中でありまするが、非常に国会の日数も迫つておおりまして、あまりこの段階で確

○矢嶋三義君 記者 そこに微妙な実態が今認めることを申して、もし間違えるといかぬので、たいへん大事をとつておったわけであります。何とか出したいと思うし、出せるのじやなかろうかという非常な期待を持っております。

〔理事増原恵吉君退席、委員長着席〕

努力を払われることが、立法府の決議の趣旨に沿うことでもあるし、さよう
に今後とも御尽力いただきたいという念願を含めて、今後に處す自治大臣の
決意を取つておきたい。

ですね。だからこそ、こういう附帯決議というものがわざわざなされたと思うのですが、これに対する自治大臣の反省なり、今後の決意を承っておきたいと思うのです。

ます。先ほど自治大臣からお話をうながしましたが、関係各省非常に多くござりますので、内閣を中心といたしまして何度も閣議を開きまして、だんだん煮詰まって参りま

○説明員(宮崎仁君) 御指摘の趣旨は、私どもも十分体してやつておるつもりであります。私は推測をするのですが、いかがでございましょうか。

○國務大臣（安井謙君）　お説のとおりでありますて、これは決議の趣旨もござりますし、私ども、これは本来不可分の問題だと思っておりますので、非常に取り急いでおるわけであります。

○國務大臣(安井謙君) 気象関係に対する施設が災害防止あるいは災害事故の対策上も非常に必要であるということ御指摘は、お話をとおりでございまして、私どもができるだけこの観点に留

して、現在法案としてこれを成する作業をいたしております。内容的には一、二の点でまた問題が残つておりますけれども、大蔵省といたしましては、ただいま自治大臣のおつしやいま

でございますが、この基本法九十八条にございましょうに、今度作ります激甚災害の恒久法というものは、災害の発生のつと制定することをしないで恒久的な制度にすることと、国の

○矢嶋三義君 私としては、自治大臣
たゞ急いだあまりのまた手落ちがあつ
てはなりませんので、そういう点も考
慮しながら、何とか間に合わせたいと
目下努力中でございます。
いと思います。

○矢嶋三義君 増額はいたしております。しかし、まだ十分な点までは参っておらぬかと思ひます。さうして今後この点は十分保進していきたいと思う次第でござります。

した線で最大限の努力をして、何とか
今国会に間に合わせるように努力して参
りたいということで努力している最中
でございます。予算的な面につきまし
ても、関係各省のお話を十分伺いまし
て、それぞれ調整を進めておりますの
で、そういった線でまとまるものと私
ども期待しております大筋でございま

でなされておるわけですが、母法が公布施行されていないわけですから、附帯決議をつけて内閣がどの程度この附帯決議の実現に努力されているかといふことを伺ひたい。

○説明員(宮崎仁君) 宮崎でござり、や
す。
○矢崎三義君 お伺いいたしますが、
激甚災害に関する恒久立法制定、内閣
へつてはござるまい。

す。
○矢嶋三義君 その立法府で、恒久立法を国会に内閣から提案してほしい、制定したい、ということは、内容はどんづらのでも、いわうばんじやないで

つだけ私は伺つておきたいと思ひますけれども、その中の一つだけ私は伺つておきたいと思ひますけれども、それは、この前国会なされた附帯決議の四項の気象観測の重要性に関する点ですね、この点については、昭和三十七年度の予算の編成状況を見守つておつたわけです。若干の考慮を払われたということは私は認めますけれども、あえてこういう附帯決議までなされた経緯からかんがみて、予算編成時における努力は不十分じゃないかと想つうのですね。最近非常によく気象観測の予報といふものは的中するようになりますね。これが災害時において是非常に関係が深いわけは、この数カ年間の幾多の実例で実証していると思うのです。

は、前国会、今国会を通じてなされてゐるわけですが、こういう法律になるにあつては、予算を多く伴う問題ですかね。と、関係各省の中でも大蔵省の発言力から、申しますか、その方針というものは、非常に事の成り行きの影響は大きいいと思うのですが、大蔵省としては、この立法も決議の線に沿つてこの国会に恒久立法を提案できるようだという態度で、各省庁の意向を聴取し、政府契約の立場を調整してまとめる方向へ進んでおられるのかどうか、また、その見通しは大蔵省としてはどういう見通しを持つておられるのか、その辺のところ伺いたいと思います。

すからね。立法府がそういう要望を
持つていいという内容のものは、
大かた推測できると思うのですよ。内
容次第では、たとえこういう附帯決議
をしておっても、そういう拙速は好ま
しくないという考え方を立法府は持つて
いると思うのですね。少なくともこの
激甚災害にかかる恒久立法といふもの
は、予算的に見れば毎会計年度に災害
が起り、それに対する特別立法とい
うものが幾たびか立法化されて参りま
したが、それを下回る、実質的に下回
るようなものは、立法府としては絶対
といっていいほど考えていないと思う
のですよ、この決議の内容では。そう
いう方向で政府部内の調整をやるべき

う判断、これは非常にむずかしい問題でござります。と申しますのは、同じような災害が今後起ることでござります。その各種の災害の組み合わせ方がいかんによりもないわけでござりますから、その各種の災害の組み合わせ方はいかんによりまして、いろいろその点は甲乙の点も出て参らうかと思いまが、私どももいたしましては、一応三十四年の伊勢湾台風といふようなものの中の実績等考るまとして、そういったものと比較して全体としては遜色のないようなものにするのが妥当じゃないかと、こういうような考え方で関係各省とお話ししておるような次第であります。内容のこなかい点、あるいは個々の団体に適用しておった場合において甲乙というものは出る

ひもを握っている大蔵省と、それから他の省とは若干の私はやはり食い違いが出てくると思うのですよ。それがこの国会中という時間切れの問題があるわけですね。そういう状況下において、私は今の時点では、大蔵省は各省府を追い込んでいる形じゃないかといふ直觀を受けるわけなんですがね、それはやはり過去の経緯からくるわけなんですよ。この特別立法なるものは、昭和二十八年災のときから起つたのですね。当時私は参議院の災害対策特別委員長で、衆議院側と与野党協力して二十数本の特別立法を制定したのですがね。その当時大蔵省から相当の抵抗がありましたよ、公私ともに。そ

Digitized by srujanika@gmail.com

ういう高率補助の立法をされでは困る、それ以来毎年の災害のたびに二十八年災の特別立法に準じたものが、議員立法の形で成立して参ったわけですね。今立法府で考えていると、それから国民、特に災害によく襲われる地域の國民が期待しているものは、災害のたびにああいう特別立法をやるのは、災害復旧に適時的確に手が打てないし、事務的にもめんどうだから、もうある基準の災害が起つた場合には、自動的にその法律が発動できるよう恒久立法をしておきたいという、この点に尽きるわけですね。だから激甚災害とは何ぞやという定義はありましょうけれどもね、毎年の災害に対してもうされている特別立法の内容、実質に下回るようなものは夢にも思っていないわけですからね。だから、その点は決議の趣旨を間違われないように十分把握されて、関係各省の意向もよく聞かれて、まあこの国会に間に合うように政府部内の調整をしていただかにやらぬと思うのですね。その際に私がまだあるいは邪推と言つては、あなた方は立腹されるかもしれません、財政負担という角度から大藏省のほうで各省庁を押えて、われわれが予想して期待しているものより下回るような恒久立法を政府部内でまとめられて国会に出るということは、心外ということになるわけですね。私個人の見解をあえて言ふことを許されるならば、私は、拙速よりは若干時間がかかるでもやはり内容のりっぱなものが恒久的な法律として立法されたほうがいい。あえて私個人二者択一ということになれば、私はそういう見解を持っているのですね。ところが、立法府のほうでこの

国会にぜひ出せというワクがはめられている、時間的制限があるところから、どうも政府部内関係省庁と若干の食い違いがあつて、私の懸念するような方向に行くのではないかという予感がしますので、実情を聞くとともに、われわれの意見も聞いていただき、あなた方の今後の対処の仕方を伺つておきたいと思って、本委員会に御出席を願つたわけです。その角度からお答えいただけば、私以外に質疑がなかつたならば、本委員会を退席していただきたいと思います。

○説明員(富崎仁君) まことにござつて、大蔵省とも御指摘でございまして、いたしましても、この激甚災の法律を作るということにあたりましては、やはり今後恒久的な制度としてこれを動かしていくことということでございますから、関係各省庁とのお話し合いにいたしましても、細部の点にいたしましても、十分に検討して、そうしてだれが考へてもこの辺ならば最も合理的であり、妥当であろうというような案を作るべきだ、こういうことで努力をして参つた次第でございます。案の内容につきましては、いずれ国会に提案いたしました後に、ごらんを願うわけでございますけれども、ただいま御指摘のような点も私ども十分考へて処置して参るつもりでございますので、そういう点では十分の努力をいたしたつもりでございます。ただ、御承知のとおり、過去の災害特例法といいましては三十六年の災害のよがないわゆる大災害にあたりまして相当の本数の特例法が出ておる。その間の時期におきましては、特例法というのは、比較的少

ないわけでございます。それが災害の

唐に對します作業を加わつておるわ

日本國圖書館藏書目錄

ういう高率補助の立法をされでは困る、それ以来毎年の災害のたびに二十八年災の特別立法に準じたものが、議員も去つて、成らざるゝ事ある。

国会にぜひ出せというワクがはめられている、時間的制限があるところから、どうも政府部内の関係省庁と若干の食い違いがあつて、私の懸念するような方向に行くのではないかという予感がしますので、実情を聞くとともに

ないわけでござります。それが災害の実態と合うか合わないかというよくなきことになりますと、かなりいろいろな議論が出るかと思ひます。そういう点をいろいろ関係各省の御意見を承り、また、われわれも意見を出しまして、

害に対します作業に加わっておるわけ
でござります。

これに至る経過においてはどういう議論がなされ、どういう角度からこういうふうに改められたのか、簡単にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(佐々間清君) この緊急措置に関する政令につきましては、前回置

そうして先ほど申しましたように、内閣の會議においてこの辺ならばという案の内容が固まってきた。こういう事態でございます。個々の事業あるいは個々の団体ということになりますと、先ほど申しましたように、あるいは從来の災害特例に比べて懸念があるとい

うようなものも生ずるかもわかりませんが、一方においては、そういう場合にはまた別途の事業、別途の団体においては、逆に従来の特例よりも上回る措置が行なわれるというようなことがあります。されば、これにて

○政府委員（佐久間彌君） 第一点では、

最後の一問ですか。それは公布施行の時期が、さっきの答弁で大体見通しが立つつたですが、どうなりますか。

うふうに今私ども考えておるわけでござります。そういうことで関係各省とも十分のお話し合いをいたしておりますので、今後ともただいまの御趣旨も十分体しまして、なお未決定の案件も

防災会議に諮問をするということになりました」といいます。

までにはきめたいとあなた方ではお考えになつておられるか、承つておきた

ございまので、そういう点を至急調整をするように努力したい、こういうふうに考えます。

が、これの第二号、第三号につきまして、前国会に提案いたしましたものの

長が御答弁しましたように、夏から秋にかけてまでのシーズンに備える必要性

きにもう一問消防庁の次長にお伺いしたいと思いますが、先ほど私は若干意見を述べて伺ったわけですが、私が発見したような内容を体して、そういう

き改めたのでござります。

ので、できればそれに備えたいのでございまます、何分こも基本的な計画上

線で政府部内の意見調整に自治省側としては臨まれる、かよろに了承しておつてよろしくございましょうか。

の中では、社会の秩序という「社会」という活字が点々と削除修正されている。

でございますが、実は内々目下勉強いたしておるつもりでございまして、二

とに都道府県あるいは市町村の計画も現場で必要と思いますので、そういう点につきましても都道府県、市町村間とお互いに勉強いたしております。できるだけ早く計画を作りたいと思います。

○矢嶋三義君 要望を申し上げておきますが、国民の多年の念願であり、また日本の政界でも長く論じられて参った災害対策基本法が二国会にまたがったの審議で、ここでようやく整備、成立することに相なるわけですが、現時点においても、研究、勉強されており、このことですかれども、法律が成立し、公布されたならば、できるだけ早い機会にこれを施行し、この法の根幹となるべきものが一日も早く策定されるように、格段の御努力をいただくよう特に強く要望して、私の本法案に対する質問は終わります。

○委員長(小林武治君) 本案の質疑はこれにて終局することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は二十六日午前十時開会といたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

四月二十日本委員会に左の案件を付託されたり、災害対策基本法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十九日)

四月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公共団体の定員外職員の定員化促進等に関する請願(第二八五八号)

一、地方税制改正に伴う徵収取扱費の交付率引上げに関する請願(第二八五九号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九四七号)

一、大衆に関する飲食等消費税减免に関する請願(第二九九八号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九六九号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九七一号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九六五号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九六六号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九六七号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九六八号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九六九号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九七二号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九七一号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九七二号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九七五号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九七六号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九七七号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九七八号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九七九号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九八〇号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九八一号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九八二号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九八三号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九八四号)

一、地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願(第二九八五号)

地方税制改正に伴う徵収取扱費の交付率引上げに関する請願

請願者 熊本市行幸町一五熊本

県議会事務局内 常見

紹介議員 森中 守義君

第二九六五号 昭和三十七年四月十日受理

先般の地方税制の改正により、個人県民税の賦課徵収事務を行なう市町村の事務量は急激に増大する結果となつたが、この傾向は但書方式を採用する市町村において特に著しいものがある。

これに対し、徵収取扱費は若干の引き上げ措置が講ぜられたものの、この事務量増加に伴う市町村の費用負担増を完全に補償するには十分とは言えない状態であるから、市町村が行なう個人

県民税の賦課徵収事務に必要な費用を完全に補償できるよう徵収取扱費の交付率を更に引き上げるとともに、都道府県に対しては、右に見合う財源措置を講ぜられたいとの請願。

○請願者 神奈川県横須賀市上町一ノ九六 長野正義

第二九六九号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 矢嶋 三義君

第二九七〇号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 森中 守義君

第二九七一号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 森中 守義君

第二九七二号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 森中 守義君

第二九七三号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 森中 守義君

第二九七四号 昭和三十七年四月十日受理

の福祉に還元を図ること、(五)追加費用の負担については万全を期し組合の資金運用及び地方財政にしわよせしないこと等に特段の配慮をせられたいとの請願。

○請願者 福岡県若松市棚田町六ノ七 大庭尚俊外百四十二名

紹介議員 阿良根 登君

第二九六九号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 矢嶋 三義君

第二九七〇号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 松澤 兼人君

第二九七一号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 松澤 兼人君

第二九七二号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 正武外二百九十一名

第二九七三号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 荒木正三郎君

第二九七四号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 松永 忠二君

第二九七五号 昭和三十七年四月十日受理

一日受理 地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

請願者 福岡県若松市棚田町六ノ七 大庭尚俊外百四十二名

紹介議員 阿良根 登君

第二九六九号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 秋山 長造君

第二九七〇号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 長崎県佐世保市八幡町一六二佐世保市職員共済組合内 田中保外二百七名

第二九七一号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 宮城県仙台市表小路一〇仙台市職員共済組合内 庄司達郎外二百五十七名

第二九七二号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 占部 秀男君

第二九七三号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 神尾享一郎外四十名

第二九七四号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 福島県小倉市井堀町一四

第二九七五号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 福島県小倉市井堀町一四

第二九七六号 昭和三十七年四月十日受理

この請願の趣旨は、第二九四七号と同じである。

○請願者 福岡県若松市棚田町六ノ七 大庭尚俊外百四十二名

紹介議員 阿良根 登君

第二九七七号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 松永 忠二君

第二九七八号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 松永 忠二君

第二九七九号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 松永 忠二君

第二九八〇号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 松永 忠二君

第二九八一号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 松永 忠二君

第二九八二号 昭和三十七年四月十日受理

地方公務員共済組合法案の一部修正に関する請願

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二九四七号と同じである。

丁目 矢野謙三外二百

八十七名

第二九九八号 昭和三十七年四月十
二日受理

紹介議員 鈴木 謙君
この請願の趣旨は、第二九四七号と同
じである。

紹介議員 鈴木 謙君
この請願の趣旨は、第二九四七号と同
じである。

第二九七二号 昭和三十七年四月十
一日受理

地方公務員共済組合法案の一修正に
関する請願

請願者

長崎市桜町三六長崎市
職員共済組合内 鈴木 正武外六百九十九名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二九四七号と同じである。

第三〇一四号 昭和三十七年四月十
二日受理

地方公務員共済組合法案の一修正に
関する請願

請願者 神奈川県横須賀市深田
台七二 浅羽豊次郎外 八名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第二九四七号と同じである。

第三〇一五号 昭和三十七年四月十
二日受理

地方公務員共済組合法案の一修正に
関する請願

請願者 愛知県豊橋市東田町西
郷 豊田喜久外百八十

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二九四七号と同じである。

大衆に関する飲食等消費税減免に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ
一中央卸売市場内全国
大衆飲食業協議会内
岡本眞吾外六名

紹介議員 紅露 みつ君

地方税法中大衆に関する飲食等消費税
に対する条項について、(一)接待を伴
わない飲食の免税点(現行五百円)を八
百円までに改正すること、(二)チケット
制飲食店の免税点(現行二百五十円)
を三百五十円までに改正すること等の
措置を講ぜられたい。今国会における
地方税法改正の政府案として紙上の報
ずるところによると、旅館の基礎控除
を五百円から八百円に引き上げるとあ
り、さらにしやし遊興面と普通飲食と
の区分を廃し同率課税標準のもとに一
本化するよう伝えられているが、前
者に対する請願者の望む免税点引上
げと基を一にするものであり、質的に
も旅館の基礎控除と対応して考えられ
るのが当然である。また後者の一本化
については、この両者の差異は依然と
してわかるところがないので、大幅な
減免措置を期待できない現状では時期
しよう早の感を深くするものであるか
ら、これらに対する税法上の区分は當
分の間存続し、前記大衆課税の漸減を
優先的に実現せられたいとの請願。

昭和三十七年五月一日印刷

昭和三十七年五月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局